

（仮称）春日井市こどもの権利条例（中間案）に対する市民意見公募の結果について

令和7年7月22日（火）から同年8月22日（金）まで実施した（仮称）春日井市こどもの権利条例（中間案）に対する市民意見公募手続（パブリックコメント）において、市民から提出された意見及びこれに対する当市の考え方を公表します。

1 意見提出者及び意見の数

意見提出者	こども	12名、意見数	14項目
	大人	24名、意見数	93項目
	合計	36名、意見数	107項目

2 提出された意見及びこれに対する市の考え方 別紙のとおり

3 その他

パブリックコメントの結果は、市ホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.city.kasugai.lg.jp>

問い合わせ先 春日井市こども未来部子育て推進課
〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地
電話：0568-85-6151 FAX：0568-85-3786
E-mail：kosodate@city.kasugai.lg.jp

こどもから提出された意見及びこれに対する市の考え方

	カテゴリ	こどもく 項目	いけん 意見の内容	いけん 意見に対する春日井市の考え方
1	3 「こどもの権利」って どんなもの？	あんしん 安心して暮らす権利	3 「こどものけんり」ってどんなもの？ につけくわえる といいと思いました。 「あんしん 信用できる人や友だちとすごす 「ゆたかにくらすけんり」 ・たくさん本を読む 「じぶん 「自分らしくいきるけんり」 ・自由な遊び、考え、べん強をする	意見の内容は、すべて大切な権利です。 ルールはできるだけわかりやすい内容にする ため、すべてを書くことは難しいですが、ルール の内容を細かく説明するときに、意見のような 権利もあることをみんなに伝えていきたいと思 います。
2	3 「こどもの権利」って どんなもの？	じぶん 自分らしく生きる権 利	ひかく ひょうか はんだん 比較、評価、判断をしないでほしいです。 いま ふとうこう 今、不登校です。 がっこう せんせい 学校の先生はひいきします。色々な子がいると理解を する事ができないみたいです。 がっこう せんせい べんきょう おし 学校の先生は、勉強を教えるだけじゃないはず なのに、道徳の授業をしているのに私の気持ちはわ かりません。どうせ話しても伝わらないし、話したいと おも ひと せんせい 思えない。そんな人が先生をされていていいんですか？ せんせい せんせい 先生の先生っていいんですか？ せんせい じぶん けんり 先生は自分の権利をみとめてくれませんでした。他に いい先生がいてもその先生がこわいから、私は学校に い けんせい 行けません。私の居場所がなくなりました。	じょうれい じぶん い けんり 条例では、自分らしく生きる権利があることや、 ひとそれぞれの違い(多様性)を認めていくこと が大切であることを述べています。 また、学校の先生を含む大人の役割として、 ・こどもの権利を大切にすること ・いつもこどもとの話しあいを大切にするこ の を述べています。 おとな 大人のみんなが、こどもの権利を認め・守るよ う、この条例の内容を広く伝えていきたいと思 います。

こどもから提出された意見及びこれに対する市の考え方

	カテゴリ	こどもく項目	意見の内容	意見に対する春日井市の考え方
3	3 「こどもの権利」ってどんなもの？	ゆた 豊かに育つ権利	「学校への不満」 授業がむずすぎて、意味がわからない。建物が古い。 入学式の、こうちよう先生の話が長すぎる。 授業がいっぱいある。 一年生は、最初、4時間なのに、高学年「456年生」は6時間もある。放課の時間が決められている。	この条例では、「豊かに育つ権利」の1つとして、「勉強する」権利を定めることとしています。 この条例で、具体的な学校のルールまで決めるものではありませんが、この権利が守られるには、学校がこどもにとって「勉強がわかる、勉強が楽しい」と思える場所になることが大切です。
4	3 「こどもの権利」ってどんなもの？	ゆた 豊かに育つ権利	勉強が嫌。勉強を少しにしてほしい。 給食が選べたい。自由時間が少なすぎて嫌。Switchを学校に持っていきたい。歩いて帰るのが面倒なので車で帰りたい。綺麗な学校がいい。お菓子とかおもちの持ち込み禁止が嫌。校外学習(バスで公園に行つて、遊んでみんなでお弁当食べたり)をもっとたくさん増やしてほしい。ポケモンのぬいぐるみを持てたい。父兄ももっと学校に参加できる環境を作してほしい。	出してくれた意見を学校へ伝え、今後の取組の参考にします。
5	5 こどもの権利を守るために、どんなことをしているの？	こそだ 子育てをしている家族や、そのこどもへの手助け	「子育てをしている家族や、そのこどもへの手助け」の文章の中に、次のとおり付け加えるほうが良いのではないかと思います。 「特に、お金や病気(身体の病・心の病とも含む)などの心と体のことで」というように、「身体の病・心の病とも含む」ということも意識してもらえとうれしいです。 「障害のある10代のための困りごと解決ハンドブック」にもあるような社会モデルの考え方、合理的配慮について、「障害者差別解消法」から分かる、やってはいけない2つの差別について、知ってほしいと思いました。	意見のとおり、病気には当然、「身体の病・心の病」も含むものです。 ルールはできるだけ分かりやすい内容にするため、すべてを書くことは難しいですが、ルールの内容を細かく説明するときに、意見のような権利もあることをみんなに伝えていきたいと思っています。

こどもから提出された意見及びこれに対する市の考え方

	カテゴリ	こどもく 項目	いけん 意見の内容	いけん 意見に対する春日井市の考え
6	5 こどもの権利を守るために、どんなことをしているの？	こどもが自分らしくい ることができる場所 づくり	ぎふけんかみがはらし 岐阜県各務原市にある遊び創造ラボで、ちっちゃい子 たちと一緒に遊べたり、身体を動かす広いスペースも あり、とても楽しかったので、このような施設を春日井 市にも作ってほしいです。	かすがいいし 春日井市には、例えば「ぐりんぐりん」などの施 設があります。これからも、出してくれた意見を 参考に、こどものみんなが楽しんでもらえるよう な場所づくりを考えていきます。
7	5 こどもの権利を守るために、どんなことをしているの？	こどもが自分らしくい ることができる場所 づくり	5 「こどものけんりをまもるためにどんなことをしてい くの？」 「こどもが自分らしくいることができる場所づくり」 ・大人に見まもられながら安心して本を読める所がほ しいです ・大人が急用ができたときや急な仕事があるときに安 心していられるところがほしいです。	こどものみんなが安心してやりたいことができ る場所があることはとても大切です。 春日井市には、例えば児童館の図書コーナー や、こどもが保護者のいなくなる時間だけ見 守ってもらえる場所があります。 これからも、意見を参考に、こどものみんな安 心していられる場所づくりを考えていきます。
8	5 こどもの権利を守るために、どんなことをしているの？	いじめの防止	こ 子どもの安全を守るためには、いじめや虐待、性犯罪 の防止に総合的に取り組む必要があります。 いじめ防止のためには、学校、教育委員会、警察など が密接に連携すべきです。教員は専門家と連携して 効果的な防止策を考案し、被害者・加害者へのヒアリ ングや全校アンケートを実施しましょう。いじめ発覚時 には事実を隠蔽せず、アンケート結果を共有し、保護 者と協力して法的措置の検討も含め対応にあたること が重要です。また、「公平に取り扱われる」ことは子ど もの大切な権利です。保護者が子どもの権利を守らな い家庭への対策も不可欠です。さらに、近年増加して いる児童生徒や教員による盗撮などの性犯罪を防ぐ ため、市役所も積極的に動くべきです。	いじめや虐待、性犯罪は絶対に許されるものでは ありません。また、「公平な扱いを受けられ る」、言い換えると「理由もなく嫌なことをされな い」ことは重要です。 条例では、こうしたことを「安心して暮らす権利」 として守ることとしています。この権利を守るた めの具体的な取組については、出してくれた意 見を今後の参考にします。

こどもから提出された意見及びこれに対する市の考え方

	カテゴリ	こどもく項目	いけん ないよう 意見の内容	いけん たい かすがいいし かんが 意見に対する春日井市の考え
9	ルール全体 ぜんたい		こどもが ^{しあわ い} 幸せに生きるために、こどもから ^{おとな いけん} 大人の意見を取り入れて、 ^{と い} 権利を守って行くというのが良かったです。	ルールができた ^{あと} 後も、こどもに関する ^{かん とりくみ} 取組について、こどもや大人から ^{おとな いけん かんが きも} 意見や考え・気持ちをしっかり ^き 聞いて ^{すす} 進めていきたい ^{おも} と思います。
10	ルール全体 ぜんたい		まちが ^{いちがん} 一丸となってこどもの ^{けんり だいじ} 権利を大事にしていく ^{かんが} 考えがとても ^{よ おも} 良い ^{おも} と思いました。 ^{じょうれい かつどう} 条例をもとに活動していけるといい ^{おも} な ^{おも} と思いました。	^{いけん} 意見のとおり、この ^{じょうれい} 条例をもとにまちが ^{いちがん} 一丸となつてこどもの ^{けんり だいじ} 権利を大事にし、 ^{まも} 守っていけるよう、この ^{ないよう} 内容を ^{おとな} 大人・こどもに ^し お知らせしていきます。
11	ルール全体 ぜんたい		こどもが ^{おも} しらない ^{いけん} いいけんもあるかもしれないから、おしえてあげるといい ^{おも} な ^{おも} と思いました。でも、めっちゃいい ^{おも} な ^{おも} と思いました。	このルールを ^{つく} 作り、こどもにも ^{おとな} 大人にもいろいろなこどもの ^{けんり} 権利があることを ^{つた} 伝えて、みんなでこどもの ^{けんり まも} 権利を守っていけるようにしたい ^{おも} と思います。
12	ルール全体 ぜんたい		まちのルールは、まちのみんなが ^{あんぜん} 安全にくらせるように、いろいろなルールがあると ^{おも} した。	
13	ルール全体 ぜんたい		この ^{ないよう} 内容でいい ^{おも} な ^{おも} と思います。	
14	ルール全体 ぜんたい		この ^{ないよう} 内容でいい ^{おも} な ^{おも} と思います。	

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
1	基本的な考え方	制定に向けたこれまでの取組	アンケートの取り方は春日井市のこどもが対象なのであれば全員に対してアンケート実施するべきではないか。	しっかり時間をかけて様々な人から意見を聴くことは大切であると理解しており、今回実施したアンケート・ワークショップでも、多くのこどもの想いを聴くことができました。また、このパブリックコメントの募集は、市ホームページに掲載するだけでなく、市内すべての小中学校経由でもお知らせしています。
2	基本的な考え方	制定に向けたこれまでの取組	アンケートについて、春日井の子どもの権利を考えるなら全小中学校を対象にしてもらいたかった。	条例の制定後においても、「こどもの権利」や必要な施策について、こどもと一緒に考える機会を大切にしていきたいと考えます。
3	基本的な考え方		基本的な考え方について 【意見】 2025年3月に策定された「かすがいこどもまんなかプラン」では、こどもの暮らしの向上とその保証、支援の充実、社会環境の整備をすすめるため、様々な施策に取り組んでいる。 今回、こどもの権利条例を制定し、こどもの権利の理念をこどもと様々な関係者と共有しそれを保障していくことは、重要だと思う。 【提案】 春日井市こどもの権利条例の基本的な考え方に次の内容を加えてはどうか。 「日本が批准している児童の権利条約、国のこども基本法の主旨を踏まえています。 こどもの権利は人権です。無条件にもっているもので、あることをこどもおとなも理解し、尊重する。 そのために、こどもの大切にしたい権利を規定します。」	基本的な考え方は、条例を制定するにあたっての背景や取組を説明し、条例の方向性を示すものであり、条例そのものではありません。 こどもの権利は全てのこどもが無条件に持つ人権であることについては、条例の前文で「全てのこどもは、生まれた時から一人の人間として幸せに生きる権利があり、権利の主体として考えや意見、個性が尊重されるとともに、あらゆる権利が保障されなければならない」旨を記載することとしています。 いただいたご意見は、条例制定後に周知・啓発を進める上での参考とさせていただきます。
4	基本的な考え方		基本的な考え方について 【背景・経緯】 国のこども家庭庁・こども基本法から記載されているが、国連で決められた「世界こどもの権利条約」から記載すべきである。 子どもの権利条約の「子ども」を「こども」表現にした意図・思いの説明が必要だと思う。 年の表し方は西暦が基本で、()内に日本の年号が書かれていた方が良い。年号が変わっていると、その間の年数が分かりにくい。	基本的な考え方は、条例を制定するにあたっての背景や取組を説明し、条例の方向性を示すものであり、条例そのものではありません。 いただいた意見は、条例制定後に周知・啓発を進める上での参考とさせていただきます。

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
5	1 前文について		1 前文について 格調高くかつ、こどもも共感できる内容が求められるものだと思う。 たとえば、以下の文言を記載してはどうか。 「すべてのこどもは、だれかに命を奪われることや、自ら命を失うことがあってはなりません。 また、どのような状況でも、すべての人がこどもの命を守るように努めなければなりません。 こどもは権利の全面的な主体であり、権利が保障されるなかで、豊かなこども時代を過ごすことができる。 こどもは、同時代を生きる市民として、国内外のこどもと相互の理解と交流を深め、平和と共生を願い、自然を守りよい環境を創造することに欠かせない役割をもっています。 春日井市におけるこどもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。市民はこども優先などの国際的な原則をふまえ、それぞれのこどもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるように努める。 春日井市は、こうした考えのもと、こどもの権利を保障することを宣言する。」	条例の前文はできるだけ誰にでも分かりやすく端的に示すこととしており、ご意見の趣旨については、本条例全体で「こどもは権利の主体であり、こどもが豊かで幸せに暮らせるようこどもの権利をまち全体で守っていく」ということを規定することとしています。 また、いただいたご意見は、条例制定後に周知・啓発を進める上での参考とさせていただきます。
6	1 前文について		前文では何を表明しようとしているのか。市の決意や熱意がふれる文章が必要だと思う。	前文で示しているとおり、こどもたちの想いを踏まえ、大人もこどもも「こどもの権利」を理解・尊重し、対話を大切にすることで、市役所だけではなくまち全体でこどもの権利を守り、こどもたちが豊かで幸せに育つことを目指します。
7	1 前文について		前文2つ目の文章について、文頭に「すべてのこどもは、世界で決められた「児童の権利に関する条約」に定められるとおり」を挿入するべき。	前文はできるだけ誰にでも分かりやすく端的に示すため、児童の権利に関する条約（通称「子どもの権利条約」）については、条例を周知・啓発する際の説明等に入れていくことを検討します。
8	1 前文について		前文3つ目の文章について、「いじめ・不登校」はこどもの意思の表明でもあり、権利を脅かすとは一概に言えないことから、「権利を脅かす」の表現を削除するべき。また、「貧困」を追加して、次のとおり修正するべき。 「しかしながら、社会の現状として、虐待、体罰、いじめ、ヤングケアラー、不登校、貧困など、こどもにとって様々な問題があります。」	この説明文は、こどもの権利が守られていない背景要因のうち、こどもの権利を直接的に脅かすものを明記するものです。 ご意見を踏まえ整理し、「不登校」については削除することとします。

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
9	1 前文について		前文4つ目の文章について、次のとおり修正すべき。 「この条例の作成にあたり、子どもたちに関することは「子どもたちにとって最善の利益」を知るため、子どもの意見(アンケート・ワークショップ)を聞きました。」 また、表は削除すべき。左側の表は5つ目の文章に繋げ、右側の表「子どもたち自身にできること」は、子どもたちに暗に責任・道徳の押し付けの感があるので、削除すべき。	子どもの権利が守られるために、当事者の子どもたちが求めていることを聴き、その想いを条例に反映させるために、アンケートやワークショップを実施したことから、原案のとおりとする考えです。 表の左側「自分の権利が守られるため、大人や周囲に望むこと」は、子どもたちの想いを強調するため、次の文に繋げることはせず、原案どおりとする考えです。表の右側「子どもの権利が守られるために自分たちにできること」は、子どもたちが挙げてくれた想いであるため、原案のまま残す考えです。なお、中間案は、分かりやすく表で子どもたちの声を示していますが、条例そのものは表の形にはなりません。
10	1 前文について		前文5つ目の文章について、4つ目の文章の表左側の表現を使い、次のように修正すべき。 「「自分たちの意見を聞いて、受け入れてほしい」「相談にのってほしい」「話し合ってほしい」「考えや個性を尊重してほしい」などの子どもたちの声に、大人たちは、理不尽な否定をすることなく耳を傾け、常に子どもに寄り添いながら、対話に努める必要があります。」	「自分たちの意見を聞いて、受け入れてほしい」などの子どもの声は、強調するため単独の段落で表現しており、原案のとおりとする考えです。
11	1 前文について		前文6つ目の文章について、「日ごろからの周囲との対話」の後ろに「話し合い」を追記するべき。	「対話」の意味が「向かい合って話すこと」であることから、原案のとおりとする考えです。
12	1 前文について 5 こどもの権利を保障するための役割	大人の役割	前文や子ども版「大人のみんな」の役割がとてもよい文になっていると思う。	子どもの権利をまち全体で守っていくため、大人の役割は非常に大切であることから、条文に明記しました。
13	2 条例制定の目的について	全体	条例案の内容自体はその通りだと思うが、だからどうするかの実策が必要ではないか。条例案は当たり前に目標として挙げられているもので、改めて条例制定する意義が不透明と感じる。	この条例は、子どもの権利に関する市全体の方向性を示すことで、このまち全体での理解や意識向上・環境の醸成を目指すものです。 個別・具体的な取組については、条例に示す考え方や方向性に基づき、その時々々の市民ニーズや関係機関等との連携状況等を踏まえながら検討・実施してまいります。

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
14	2 条例制定の目的について	全体	こどもの権利を守ることで春日井市をどんな街にする、ということを考えてほしい。こどもに優しい街、こどもが自分らしくのびのび育つ街、その結果大人にも住みよい街になるという目標がほしい。	「2 条例制定の目的について」に示しているとおり、こどもの権利を守ることで、こどもが豊かで幸せに育つことができる、春日井市をそんなまちにするためにこの条例を制定しようと考えております。
15	2 条例制定の目的について		2 条例制定の目的について 【提案】 「こどもの権利をあきらかにし、こどものみずからの幸せに生きる権利を保障し、こども自身がこどもの権利を実感できる文化と社会を作ること」	ご意見を参考に、次のとおり修正します。 「この条例は、こどもにとって大切な権利を明らかにし、その権利が守られるために必要な事項を定めることにより、市全体でこどもの権利を保障し、こどもが豊かで幸せに育つことを目的とする。」
16	3 用語の定義について	こどもの定義	こどもの定義を「18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者」としているが、こども基本法では、「心身の発達の過程にある者」と定義されている。 春日井市が18歳未満としたのは何故か。 また、「その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者」とは、具体的にどのような人のことを指すのか。	「18歳未満」としているのは、子どもの権利条約において、こどもを「18歳未満」としており、これに合わせたものです。 ただし、年齢によって必要な支援が切れないよう、こども基本法の「こども」の定義を参考に、「その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者」もこどもとして位置づけています。 具体的には、在学中に18歳になった高校生等が考えられます。
17	3 用語の定義について	こどもの定義	18歳に達した若者についての施策がない。こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないように心身の発達の過程にある人を「こども」としているの、それにならない、若者(ユース)も対象とすべきではないか。	
18	3 用語の定義について	こどもの定義	3 用語の定義 「こども」について 「市内に在住し、在学し、在勤する18歳未満の者」と限定せず、「18歳未満の者」とすればよい。	条例は、原則的にその条例を策定した自治体の住民を対象とするものですが、本条例は学校等のこどもが定期的かつ長時間滞在する施設も対象としていることから、在学者・在勤者についても住民と同様に対象とするため、案のような定義とすることとしています。 それ以外の一時的な滞在者や市と無関係の方について条例の対象とすることは困難であると考えますが、そうした方の固有の権利を否定する趣旨ではありません。

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
19	3 用語の定義について	大人の定義	「大人」という表現は、法律によって定義が異なる。子どもに関わる子ども以外の者なら、保護者・学校関係者・地域住民などの総体と同じなので、特に必要ない考える。	アンケートやワークショップから聴こえたこどもたちの想いは、立場や役割を問わず広く大人たちに求めるものであり、条例を通じて大人に「こどもの権利」を意識し、守ってもらうため、あえて「大人の役割」と明記しています。
20	3 用語の定義について	学校等関係者	用語の定義について、「学校等関係者」では「学校」のイメージが強い。「学校等関係者」ではなく、「育ち・学ぶ施設」とし、その中の一つとして「児童福祉施設」や「学校」としてほしい。	ご意見のようにいわゆる「育ち・学ぶ施設」関係者のことを示しておりますが、イメージがわかりやすい表現にするため、「学校等関係者」としています。「学校等」としているのは、利用するこどもが多い施設から表記しているためです。
21	4 こどもの権利について	安心して暮らす権利	小学校に冷蔵庫を設けて、熱中症対策グッズのアイスなどを冷やして登下校時に持たせて欲しい。	この条例は、こどもの権利を守るための市全体の方向性を示すものであり、個別具体的な施策を定めるものではありませんが、いただいたご意見は今後の施策の推進にあたり参考とさせていただきます。
22	4 こどもの権利について	安心して暮らす権利	辛い時困った時不安な時には一人でかかえない、誰かを頼る力を身につけてほしい。頼ったり相談することでうまくいったという経験をこども時代に積んでほしい	「安心して暮らす権利」の1つとして、「相談することができ、必要な支援を受けられること」と明記しています。心身の発達過程にあるこどもは、いろいろな人の支えが必要です。家族や友人、学校の先生だけでなく、悩みに応じた様々な相談機関もあります。ご意見のとおり一人でかかえず、人に頼ることも大切だということを、この条例を通じてこどもに伝えていくとともに、相談機関の周知に努めていきます。
23	4 こどもの権利について	安心して暮らす権利	「安心して暮らす権利」について「相談すること」と「支援をうけられること」は別にして、例えば「状況に応じた適切な相談の機会が相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること」といったように、「相談すること」をもっと具体的に表記してほしい。こどもは、例えば教室や職員室のような場所で大人を相手に「言ってごらん」「言ってもいいんだよ」などと言われても言えなかったり、自分の気持ちが自分でもわからなかったりすることがある。言いたいことが友達といっしょなら言えるということもあるかもしれないし、遊びの途中でぼろっとでてくることもあると思う。	簡潔な条文とするため、原案のとおりとする考えですが、いただいたご意見は今後の施策の推進にあたり参考とさせていただきます。

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
24	4 こどもの権利について	安心して暮らす権利	4.こどもの権利について「安心して暮らす権利」「健康な生活ができるとともに、適切な医療等や福祉サービスを受けられること」の「医療等」の後に「（精神医療を含む）」を追加してほしい。	「医療等」には当然として「精神医療」も含むものなので、原案のとおりとする考えです。
25	4 こどもの権利について	安心して暮らす権利	「安心して暮らす権利」を「安全に安心して生きる権利」に修正すべき。 また、「かけがえのない存在として愛情及び理解をもって育まれること」の「かけがえのない存在として」を削除すべき。	「安心して生きる権利」には「安全」という要素も含まれていますが、分かりやすいように、できるだけ短い言葉で4つの権利を明記していることから、原案のとおりとする考えです。 また、こどもは生まれた時から一人の人間として幸せに生きる権利をもっており、誰かとの比較によって愛情や理解の度合いを変えるべきものではないことを明らかにするために「かけがえのない存在として」と記載していることから、原案のとおりとする考えです。
26	4 こどもの権利について 5 こどもの権利を保障するための役割について	安心して暮らす権利 地域住民等の役割	こどもが下校する時間帯を地域にお知らせやアナウンスするなどして、地域での見守りをお願いしてほしい。	この条例は、こどもの権利を守るための市全体の方向性を示すものであり、個別具体的な施策を定めるものではありませんが、いただいたご意見は今後の施策の推進にあたり参考とさせていただきます。
27	4 こどもの権利について	自分らしく生きる権利	「自分らしく生きる権利」について、「名誉が傷つけられないこと」とあるが、違和感を覚えた。名誉でなくても「ありのまま」の自分も同じく傷つけられてはならないと思う。	「自分らしく生きる権利」の最初の項目に、「ありのままの自分が認められ、個性が尊重されること」と明記しています。 「ありのままの自分」が傷つけられないことはもちろん大切です。また、「ありのままの自分」以外で自身が大切にしていること等の守られるべき事はあるため、「名誉」を明記しており、原案のとおりとする考えです。
28	4 こどもの権利について	参加する権利	「参加する権利」について「機会」「は与えられ」るものではないと思う。「機会があり」または「機会に参加できる」がいいと思う。 また、「意見や考えを持つために必要な知識と情報を得るための支援を受けられる」は、大人または先生からのお仕着せ感がおおないようにしてほしい。意見や考えは、こどもの中からわき出てくるものであり、それを表現するため、「支援を受けることができる」とするのがよいと思う。	いただいたご意見を参考に、「表明する機会が与えられ」という表現を「表明することができ」に修正します。 また、「支援を受けられる」については、「受けることができる」意味合いであるため、原案のとおりとする考えです。

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
29	4 こどもの権利について	参加する権利	大人主導の表現を変えるため、「自分の意見を表明する機会が与えられ、尊重されること」について、「与えられ」を「保障され」にすべきである。	いただいたご意見を参考に、「表明する機会が与えられ」という表現を「表明することができ」に修正します。
30	4 こどもの権利について	参加する権利	「参加する権利」を「主体的に参加する権利」に修正すべき。また、「自分の意見や考えを表明する機会が与えられ、尊重されること。」について、「与えられ」が恩恵的な表現になっているため、「自分の意見や考え・表現が尊重されること。」とするべき。	いただいたご意見を参考に、「主体的に参加する権利」に修正します。また、「表明する機会が与えられ」という表現を「表明することができ」に修正します。
31	4 こどもの権利について	参加する権利	「参加しなくてもいい」こともあえて加えることが必要だと思う。わき出るものの準備がないまま参加しても大人の求めているものはなんだろうと考えをめぐらせてしまうことも、それは大人にとっても聞いても仕方のない事であるし、本当の意見ではないと思う。	「自分らしく生きる権利」の中で「自分のことを自分で決められること」と明記してあるとおり、「参加しなくてもいい」ことも権利であると解釈できるため、原案のとおりとする考えです。
32	4 こどもの権利について	豊かに育つ権利	本や絵本を通して知ったり、実際にいろんな言語や国の人との交流の場を設けるなどして、こどもたちには知らないことや人たちのことを想像する力を育んでほしい。	様々な人や物、機会に触れあうことによって学ぶことも、こどもが豊かに育つために大切な権利です。市の施策や学校・地域での活動を通して、こどもに様々な経験を積んでももらいたいと考えております。
33	4 こどもの権利について	豊かに育つ権利	4.こどもの権利について 豊かに暮らす権利 「文化、芸術、スポーツ等に触れ、さまざまな経験を積むこと。」の文章中に「自然」の言葉をいれてほしい。 春日井市は自然にも恵まれており、こどもたちは自然に触れながら豊かな心と身体を育んでいると思う。 また、様々な団体等による自然に関わる活動も多く行われている。	ご意見を参考に、条文に「自然」の言葉を入れることとし、次のとおり修正します。 「文化、芸術、スポーツに触れるとともに、自然に親しむ等様々な経験を積むこと。」
34	4 こどもの権利について	豊かに育つ権利	「豊かに育つ権利」の中に、「自然や地域社会の人々とふれあう」「社会活動・体験に参加する」も入れてほしい。	ご意見を参考に、条文に「自然」の言葉を入れることとし、次のとおり修正します。 「文化、芸術、スポーツに触れるとともに、自然に親しむ等様々な経験を積むこと。」 「様々な経験」には、いただいたご意見のとおり、「地域社会の人々と触れ合う」ことや、「社会活動・体験に参加する」することも含まれますが、事例が多く明記しすぎるにより分かりづらくなるおそれがあることから、「自然」のみ追記する考えです。

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
35	4 こどもの権利について	豊かに育つ権利	大人主導の表現を変えるため、「文化、芸術、スポーツ等に触れ、さまざまな経験を積むこと。」について、「さまざまな経験を積むこと」だと、大人が与える機会を受け身にや(らされ)る姿を想像してしまう。 「さまざまなことに興味を広げられる機会をもてる」というような表現にしてほしい。	「経験を積む」とは、自らの主体的な見聞や行動を通じて知識や技能を身につけることを表す言葉であるため、原案のとおりとする考えです。
36	4 こどもの権利について	豊かに育つ権利	「豊か」だけだと抽象的であるため、「豊かに育つ権利」を「のびのびと豊かに育つ権利」に修正するべき。 また、豊かに育つ権利の項目の順番を次のとおり修正するべき。 1遊ぶこと、2学ぶこと、3食べること、4心と体を休めること、5文化、芸術、スポーツ等に触れ、さまざまな経験を積むこと	「豊かに育つ権利」には「のびのびと育つ」という要素も含まれていますが、分かりやすいように、できるだけ短い言葉で4つの権利を明記していることから、原案のとおりとする考えです。 また、項目の順番については、生活の基本となる「心身の健康」の要素にも含まれる、「食べること」「心と体を休めること」を先に明記しており、原案のとおりとする考えです。
37	4 こどもの権利について	その他	4 こどもの権利について 【意見】 最新の権利に関すること、性別、性的指向、性的自認で差別されないことを、明記してほしい。 今回の条例で重要な部分なので、権利を定義して、そのあと、中間案のごとく個別に明記するのがよいと思う。 【提案】 1989年に国際連合総会で採択された、児童の権利に関する条約に定める4つの一般原則をもとに次に掲げる権利をもとに、定めます。 こどもの権利は、年齢、発達、性別、LGBTQなどの性的指向とジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、すべてのこどもに保証されなければなりません。 これらの権利を実現するための政策の実施にあたっては、年齢などに十分に配慮されなければなりません。 ①いかなる理由でも差別されない権利 ②こどもに関係のあることが決められ、行われえるときは、こどもにとって最も良いことが考えられる権利 ③生きる権利と成長・発達する権利 ④自分に関係のあることについて、自由に自分の意見や思いを表明する権利	本条例では、性別その他の違いについて、その多様性を尊重することとしたうえで、安心して暮らす権利としてあらゆる差別や理不尽な扱いを受けないことを規定することとしています。 ご意見・提案については、こどもの権利についての背景・権利そのものの説明となることから、条例を周知・啓発を実施する際の参考とさせていただきます。

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
38	4 こどもの権利について	その他	こどもの4つの権利の内容がよく考えられて、自分の言葉で表されていると思うが、一般的なもの順番が変わっているので戸惑った。言葉を変えている分、並びは「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」に合わせたほうがよいのではないか。この内容は一部であり、これからも、よい気づきが見えてくるかもしれない。こどもたちが教えてくれるかもしれない。今後もこども大人で語り合って充実していくとよいと思う。	4つの権利は、生活の土台となっていく順番として、明記しており、原案のとおりとする考えです。 ①心身の安全が守られる「安心して暮らす権利」 ②自分らしさや自己決定に係る「自分らしく生きる権利」 ③主体的に考えを述べたり活動する「主体的に参加する権利」 ④こども1人1人の状況や希望に応じて守られる「豊かに育つ権利」
39	5 こどもの権利を保障するための役割	大人の役割	「5 こどもの権利を保障するための役割」の「大人の役割」も削除すべき。 大人との関わりを強調したいなら、前文で「大人」を使って説明することが大事だと思う。	アンケートやワークショップから聴こえたこどもたちの想いは、立場や役割に関わらず広く大人たちに求めるものであり、条例を通じて大人に「こどもの権利」を意識し、守ってもらうため、あえて「大人の役割」と明記しています。
40	5 こどもの権利を保障するための役割	大人の役割	「大人の役割」を削除し、その条文を保護者・学校等関係者・地域住民の役割に明記すべき。	
41	5 こどもの権利を保障するための役割	こどもの役割	こどもの役割 「自分には権利があることを知り、自分を大切にします。そして他の人たちにも同じように権利があることを認めて大切にし、お互いに大切にします」というように、「自分」と「他の人」は分けるのがよいと思う。まずはこども自身が「自分を大切にしようと思える」こと、「大切にされると思えること」がなくては、同じように他の人のことを大切にすることは難しいと思う。	「自身のこどもの権利を大切にすること」は、「権利を行使する」ということに繋がります。 自身のもつ大切な権利をどうするかは、こども自身の選択によるものであるため、明記せず、原案のとおりとする考えです。
42	5 こどもの権利を保障するための役割	こどもの役割	こども版では、こどもの役割として「自分だけでなく、まわりの人の権利も認めて大切にします」、保護者と学校の先生の役割として「こどもがまわりの人の権利を大切にできるよう、手助けします」という文章はアダルトイズムが強いです。なんでも言うことを聞く、というのではなく、こどもの言葉や態度の裏にある気持ちや願いに耳を傾けることが大切であり、まずは「こどもが大切にされていると思えるように努める」ことが必要である。	ご意見のとおり、まずはこどもの気持ちや願いに耳を傾けることが必要であり、その重要性を「大人の役割」において、明記しています。 そのうえでこどもの役割・保護者や学校等関係者の役割を示しています。

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
43	5 こどもの権利を保障するための役割	こどもの役割	こどもの役割について、「自らの権利の正しい理解」とはなんだろうか。正解はあるのだろうか。大人が正解を持っているものではないのではないだろうか。こどもとおとなでよりよい理解をしていく対話や活動を継続することが必要と思う。	ご意見のとおり「正しさ」は絶対的なものではなく、その時々々の社会情勢等によって変わるものですが、「こどもの権利」について誤った解釈をすることにより、権利の乱用や他者の権利の侵害に繋がることも有り得ると考えます。 条文での「正しい理解」とは、絶対的な正しさではなく、権利の乱用や権利の侵害にならないための意味合いで表現していることから、原案のとおりとする考えです。
44	5 こどもの権利を保障するための役割	こどもの役割	こどもの役割について これまで、大人より低い扱いを受けてきた歴史の反省から、権利主体であるこども以外の役割を皆が認識するものであり、こども自身の役割を明記するのは見当違いと思われる。 こどもに正しい権利理解をさせ、他(こどもとは限らない)に対しても同様の権利を尊重できるように支援するのは、周りの大人であるべきかと考える。従って、「こどもの役割」については削除すべき。 名古屋市の条例改正を参考にしてほしい。 「特に、子どもの権利は責任を果たすことと引き換えに与えられるものではなく、生まれながらにして保障されるものであり、「責任」という表現 については子どもの権利に関して誤解を招くおそれがあるため見直し、子どもの権利を保障するのは大人や行政の責務であるということをより明確にすることが望ましいと考えます。」	ご意見のとおり、「こどもの権利」は子どもの権利条約でも言われているとおり、「生まれながらにして保障されるもの」であり、この条例もその趣旨は同じです。 一方で、こどもの権利は大人だけがその役割を守れば保障されるものではなく、こども同士の中でも権利を侵害する場合(例えば、いじめ等)があります。 こどもの権利は「まち全体」で守っていく必要があり、それは社会の一員であり、当事者であるこどもにも言えることと考えます。 そのため、原案のとおりとする考えですが、「こどもの権利は生まれながらにして保障されるもの」ということは、周知・啓発の際に説明していきます。
45	5 こどもの権利を保障するための役割	保護者の役割 学校等関係者の役割 (大人の役割)	保護者の役割・学校等関係者の役割について、こどもと話すとき他者を大切にしたい(他者にも権利がある)、という気持ちはよく持っており、より困難な状況にある社会的養護が必要なこどもでも同様である。むしろ大人のほうが、力の差(非対称性、権力の勾配)に気づかずこどもに持論を押しつけることがないように注意することが必要だと思う。	ご意見のとおり、大人がこどもに押し付けることがないようにすることは、こどもの権利を守るために大切です。 条例では、「大人の役割」として、こどもが権利の主体であることを認識し、理解・尊重することや、こどもとの対話を心がけることを明記しております。

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
46	5 こどもの権利を保障するための役割	学校等関係者の役割	「学校等関係者の役割」で、「他のこどもの権利を尊重できるよう必要な支援をします」とあるが、「権利を」は「権利も」の方がいいと思うし、それでも支援というより「教育」されるのではないかという不安を感じる。 こども用のこの項目では「自分だけではなく、まわりの人の権利も認めて大切にします」となっているが、自分より「まわりの人」の方を重く感じてしまうこどもがいるかもしれない。自分を大事にする事が身についていないこどもにこのように言ってしまうと、意見を言えなくなってしまうかもしれない。	自分の権利の正しい理解には、「自分の権利が大切なものとして尊重される」との認識を持てることを含んでいることから、原案のとおりとする考えです。
47	5 こどもの権利を保障するための役割	学校等関係者の役割	学校や保育園の先生といった教育現場の大人たちひとりひとりにもしっかり理解してほしい。	条例には学校等関係者の役割を明記しており、条例制定後、学校や保育園等に周知・啓発していく考えです。
48	5 こどもの権利を保障するための役割	市の役割	5 こどもの権利を保障するための役割 第11には、市が何をすることが一番重要ではないか。 こどもの役割などいらないので、市として何をするのかをもっと具体的に書いてほしい。	こどもの権利は市役所が率先してその役割を果たすことで守られるものではなく、まち全体で守っていくことが求められると考えております。 また、この条例は、こどもの権利に関する市全体の方向性を示すことで、このまち全体での理解や意識向上・環境の醸成を目指すものです。 個別・具体的な取組については、条例に示す考え方や方向性に基づき、その時々々の市民ニーズや関係機関等との連携状況等を踏まえながら検討・実施してまいります。
49	5 こどもの権利を保障するための役割	市の役割	5 こどもの権利を保障するための役割について 各主体についての役割が記載されているが、市については、「役割」でなく、「責務」と表示すべきである。	こどもの権利は市役所が率先してその役割を果たすことで守られるものではなく、まち全体で守っていくことが求められると考えております。 そのため、特定の主体だけ「責務」とはせず、統一的に「役割」と明記しおり、原案のとおりとする考えです。
50	5 こどもの権利を保障するための役割	市の役割	それぞれの役割を記載する順番として、この条例を推進する「市」を1番目にするのが当然だと思う。	こどもの権利をまち全体で守っていくためには、普段の生活でよりこどもに関わる人たちの役割が大切だと考え、その順番で条文を記載していますので、原案のとおりとする考えです。

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
51	5 こどもの権利を保障するための役割	市の役割	市の役割について 「市は、大人、子ども、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行います。」の「大人、子ども」を削除し、「役割」を「責任」に修正すべき。	市は、すべての主体に対する支援を行うという趣旨から、条例に主体として明記している「大人」「子ども」も含めており、原案のとおりとする考えです。 また、こどもの権利は市が率先してその役割を果たすことで守られるものではなく、まち全体で守っていくことが求められると考えております。 そのため、市だけ「責任」とはせず、統一的に「役割」と明記しおり、原案のとおりとする考えです。
52	5 こどもの権利を保障するための役割	市の役割	こどもや市民に役割を課すことが行政の役割なのか。それでこどもや市民はいきいきと意見を言い、活動できるのだろうか。	こどもの権利はまち全体で守っていくことが求められます。そのために、各主体に最低限必要とされる事を「役割」として明記しています。 また、市の役割として、各主体と協働してこどもの施策を進めるとともに、各主体に必要とされる「役割」が果たせるよう、必要な支援をすることを明記しています。
53	5 こどもの権利を保障するための役割	こどもの役割 保護者の役割 学校等関係者の役割	5 こどもの権利を保障するための役割 全ての文から大人主体の目線を感じる。「正しい」「正しく」という言葉は無い方がいいと思う。何が正しいのか時々が変わると思うし、こどもに関わる時の大人の主観が入ってしまうかもしれない。	ご意見のとおり「正しさ」は絶対的なものではなく、その時々々の社会情勢等によって変わるものですが、「こどもの権利」について誤った解釈をすることにより、権利の乱用や他者の権利の侵害に繋がることも有り得と考えます。 条文での「正しい理解」とは、絶対的な正しさではなく、権利の乱用や権利の侵害にならないための意味合いで表現していることから、原案のとおりとする考えです。
54	5 こどもの権利を保障するための役割	その他	こどもの権利を保障するための「役割」について こども用なら分かりやすく「役割」でもいいが、権利が行使できるためより厳しく問われるべき立場の記載なので、「責任」が望ましいと思う。（「責務」だとやや堅い）	前文にもあるように、みんなが対話を大切にしてこどもの権利を守っていくことを目指しています。そのために、各主体に求めることを「役割」という立場としたほうが、より対等な対話に繋がるものと考え、原案のとおりとする考えです。

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
55	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	子育て家庭等への支援	子育てをしているが、他市の施設をよく利用しており、子育てに対する取組も春日井市よりも良いと感じる。 残念ながら春日井で子育てしやすいと思ったことは少ない。	「子育て家庭等への支援」として、「市と学校等関係者は、すべての保護者がこどもの権利を守りながら安心して子育てができ、その役割を果たせるよう、こどもの発達段階等に応じて必要な支援を行います。」と明記しています。 これを踏まえ、子育て世代が春日井市で子育てしやすいと思えるよう施策を推進していきます。
56	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	子育て家庭等への支援	春日井市の西部に支援センターや一時預かりの施設がなく、東部に偏っている地域差に疑問を抱いている。 最寄りの子育て施設まで歩いて25分かかり、春日井シティバスの本数も少なく不便に感じている。 バスの本数を増やす又は西部にもこどもが遊べる室内施設がほしい。	
57	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	こどもの居場所づくり	放課後や夏休みなどの長期休みに、こどもが安心して過ごせる「居場所」が少ないように感じるので、次のとおり提案する。 ・各町内・学区に1か所以上、こどもが安心して過ごせる児童センターやフリースペースを整備してほしい。 ・身体を動かして遊べるスペースとして、体育館の解放や運動型フリースペースを整備するなどして、放課後や夏休み等の長期休暇にこどもが自由に利用できるようにしてほしい。 ・家で過ごすこどもがスマホや動画に偏らないよう、地域での外遊び・体験活動・見守りの場を充実させてほしい。	
58	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	こどもの居場所づくり	全国的にも少子化傾向にあって、不登校の数や自殺率が増加傾向にあるのは、大人の責任だと思う。 こどもが自分らしくいていいんだと思える環境作りに全力を注ぐ内容にするためにも、神奈川県川崎市のようにワークショップや会議を重ねて言葉だけでなく居場所を作してほしい。	
59	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	こどもの居場所づくり	自分のこどもが不登校で、フリースクールに通っているが、そこは個人の意見ややりたい事が尊重され、自分らしくいられる場所となっている。そのような場所をたくさん作ると断言して実行に移してほしい。	
60	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	こどもの居場所づくり	居場所作りは大切だが、たくさん作れば良いとも思わない。その居場所に通える、通い続けられる事が大切だと思う。 今、春日井市にある居場所を作っている方達・こども達・保護者の意見をたくさん聞いたらいいと思う。(もっと市民も巻き込んで進めていって欲しい)	

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
61	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	虐待及び体罰の防止	被害者であるこどもだけではなく、加害者である大人に対してのフォローなどの対応について言及はないのか。	「虐待及び体罰の防止」において、「虐待や体罰を受けたこどもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して必要な支援を行います。」としており、これには加害者に対する対応も含んでいます。 また、虐待や体罰を受けたその時点における対応だけをさすものではなく、虐待や体罰の再発リスクが残る間は救済の必要性がある期間にあたるため、関係機関と協力した必要な支援には、継続的なフォローも含んでいます。
62	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	虐待及び体罰の防止	虐待等で家庭での養育が難しいこどもが存在するが、一時保護所はいっぱい、里親委託もすぐには進まない。また、児童養護施設や乳児院は市内になく、支援が必要なこどもを市内で支えることができない状態になっているため、社会的擁護を必要とするこどもの施策を強化してほしい。	この条例は、こどもの権利を守るための市全体の方向性を示すものであり、個別具体的な施策を定めるものではありませんが、いただいたご意見は今後の施策の推進にあたり参考とさせていただきます。
63	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	虐待及び体罰の防止 いじめの防止	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について 虐待及び体罰の防止 「こどもに対する虐待」といじめの防止 「こどもに対するいじめ」について 具体的にどんなことが「虐待」「いじめ」に相当するかを親・教育関係者・地域等の大人も、子どもとともに学び、周知をはかることが必要ではないか。	ご意見を参考に、こどもの「安心して暮らす権利」が守られるよう、周知・啓発していきます。
64	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	いじめの防止	いじめ対策として小学校、中学校の教室や廊下、トイレ前に監視カメラを付けて欲しい。	この条例は、こどもの権利を守るための市全体の方向性を示すものであり、個別具体的な施策を定めるものではありませんが、いただいたご意見は今後の施策の推進にあたり参考とさせていただきます。

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
65	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	いじめの防止	現在、いじめが起きたときに、教育委員会と学校が同じ教員の組織であるため、こどもの安全よりも教員を守ることが優先され、十分な情報開示が行われない場合がある。これは、こどもの権利条約で定められている「こどもの最善の利益」や「意見表明権」に反するものだと感じるため、次の取組を提案する。 【いじめが発生したとき】 「被害者と加害者を安全のために物理的に分ける」 「加害者には専門的なカウンセリングや教育の機会を保障する」 「被害者が安心して学べる環境を最優先する」 【学校・教育委員会側】 ・第三者の関与 教育委員会や学校だけでなく、外部の専門家・第三者機関が調査や対応に入れる仕組みを整えること。 ・情報開示のルール化 被害にあったこどもや保護者に対して、経過や対応をきちんと説明することを義務づける。 ・教員 教員も追い詰められないように、必要な研修や相談体制を整え、「隠すしかない」状況をつくらない。	この条例は、こどもの権利を守るための市全体の方向性を示すものであり、個別具体的な施策を定めるものではありませんが、いただいたご意見は今後の施策の推進にあたり参考とさせていただきます。 なお、いじめの重大事態が発生した場合において、弁護士等の専門的な知識及び経験を有する公平性、中立性が確保された第三者等を構成員とする、いじめ問題対策委員会が調査を行う仕組みは整っています。 また、被害児童生徒及び関係児童生徒への支援などの対応につきましては、春日井市いじめ重大事態発生時の調査等対応の手引きに基づき、適切に行ってまいります。
66	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	多様性の尊重	「多様性の尊重」について、「価値観」や「個性」も加えてほしい。人種や性別などのものよりも分かりにくく、人それぞれの「正しいと思うこと」の違いによって理解もしづらいものだが、社会性の発達途中にあるこどもにとってそれを認めてもらえるということは「こどもの権利」を作る上で必要不可欠である。	「多様性の尊重」については、あらゆる「違い」について、お互いに認め、受け容れあうことを大切にする考えを前提としております。「違い」は多種多様であり、すべてを明記することはできないため、国籍などいくつかの「違い」を示したうえで、「その他の違い」として、包括的な定めを置いています。 そのうえで、自分らしく生きる権利として、「ありのままの自分が認められ、個性が尊重されること」を規定することとしています。 ご意見にありました「違い」については、条例内容の周知に際し、「その他の違い」の例として示すことを検討してまいります。

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
67	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	多様性の尊重	多様性の尊重 「障害や病気、家族の精神疾患など」を明記したら良いと思う。	「多様性の尊重」については、あらゆる「違い」について、お互いに認め、受け容れあうことを大切にする考えを前提としております。「違い」は多種多様であり、すべてを明記することはできないため、国籍などいくつかの「違い」を示したうえで、「その他の違い」として、包括的な定めを置いています。 そのうえで、安心して暮らす権利として、「あらゆる差別又は理不尽な扱いを受けないこと」、「相談することができ、必要な支援を受けられること」を規定することとしています。
68	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	多様性の尊重	多様性の尊重に、身近で接することが多いちがいで、「障がいの有無」を入れてほしい。	ご意見にありました「違い」については、条例内容の周知に際し、「その他の違い」の例として示すことを検討してまいります。
69	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	意見表明及び参画の促進	こどもの意見表明権として行政への投書活動を行うことで、行政がこども目線の要求を受け止め、こどもが権利の主体であることを自覚できると思う。	この条例は、こどもの権利を守るための市全体の方向性を示すものであり、個別具体的な施策を定めるものではありませんが、いただいたご意見は今後の施策の推進にあたり参考とさせていただきます。
70	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	意見表明及び参画の促進	意見表明及び参画の促進 3項 「こどもが意見を表明し」を「こどもの意見を尊重し」としてはどうか。	「意見の尊重」の前提として、行為としての「意見の表明」があります。そして、こどもたちにとって行為にあたる「意見の表明」が身近なものとなるよう取り組む内容が施策にあたるため、原案のとおりとします。 なお、表明された意見を尊重することは、本案において「こどもの権利」として位置づけております。
71	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	意見表明及び参画の促進	「促進するよう」というのは、大人主導を強く感じる。「させる」という意識を大人自身が乗り越えて、「支える」という存在になれないだろうか。また、そうでなければ、こどもたちは声をあげてくれなくなるだろう。	本案の趣旨は、こどもが本来的に有する意見表明権を前提としたうえで、各主体がその実現を支えることができるよう取り組んでいくことを示すものです。 条例内容の説明資料等において、上記趣旨を丁寧に示すよう努めてまいります。

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
72	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	意見表明及び参画の促進	こどもの言葉をよく聴くと、大人が気づかないことに気づかせてもらえることが多い。 参画の機会は、特別に設けるものでなく、促進するものでもなく、普段からこどもの声に耳を傾け、応答することで、こどもがみずからの言葉を言えるようになり、社会がそのような場になることで初めて実現できると考える。 こどものためにやってあげる、ではなく、こどもとともに、よりよい社会に作っていくという姿勢でいたいと思う。	本案における参画の機会の設置・促進は、特別な場や機会だけに依存するという意味ではなく、こどもの権利の根幹は、日々の場面での対話と信頼の積み重ねにあると考えております。 こどもが安心して思いを述べ、その声がきちんと受け止められるよう、機運の醸成に努めてまいります。
73	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	意見表明及び参画の促進	こどもが参画できる機関「こども会議」を、こどもから募って、月に1度設けたらどうか。	本条例は、こどもの権利を守るための市全体の方向性を示すものであり、個別具体的な施策を定めるものではありませんが、いただいたご意見は今後の施策の推進にあたり参考とさせていただきます。
74	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	権利侵害からの救済	他県や他市の子どもの権利条例を参考にして、こどもの権利の侵害に対する擁護・回復を支援するための委員を選任し保障していく機関を設置してほしい。	新たに第三者機関を設けることについては、専門的体制の確保や既存制度との役割の重複などの課題があるため、既存の相談・通報窓口や関係機関の連携強化によって実効性を高めてまいります。
75	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	権利侵害からの救済	権利侵害について相談できる機関を作ったらどうか。	
76	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	その他	例えば、こどもの権利条例を考える日として、「かすがいこどもの権利の日」を定めてはどうか。	こどもの権利に関する理解の促進や機運づくりは必要ですが、日ごろから大切にしてもらいたい内容であるため、現時点では特定の日を定めることは考えておりません。

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
77	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	その他	こどもの権利やこどもに関する施策に対する状況の調査、審議をする委員会を設置してほしい。 委員会が調査審議をした内容を市に報告し、また市民からの声を聴き、それを市に提言することもでき、この委員会を母体とし計画を推進していくことが出来るのではないかな。	こどもや子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進に必要な事項等の調査審議機関として、「春日井市子ども・子育て支援対策協議会」を設置しており、施策の実施状況等についての審議は当機関において行っています。 なお、現行の市町村こども計画（かすがいこどもまんなかプラン）は、こどもを含む市民に対してアンケートやパブリックコメントを実施し、その結果も踏まえて策定したものです。今後も、施策の実施状況や提案等に関する市民等からの意見聴取については、効果的な方法を検討してまいります。
78	6 こどもの権利を保障するための施策の推進について	その他	総じて、「必要な支援を行う」とか、「努めます」「適切に」「速やかに」、「〇〇と連携し」などの心がけの表現が多く、具体性が無いように感じる。ここはもう少し時間をかけ、市民からの意見をしっかり聴くことも大事かと考える。制定のスケジュールありきでないことを願う。	制定を目指す条例の性質は、個別具体的な取組や手続きを示すものではなく、共有すべき価値基準や考え方を示すものです。このため、社会情勢や諸制度の変化等に柔軟に対応できるよう、抽象的な表現を行っている箇所もございます。 こうした箇所については、条例内容の説明資料等において、具体的な事例や状況等を示すなどして、条例内容の理解促進と実効性の向上に努めてまいります。
79	その他	その他	小学校にいる先生の数が足りないように思う。臨時の先生、地域のボランティアや親、いろんな大人の人材を使ってこどもたちの支えになる人を増やしてほしい。 社会がこどもたちや子育てに対して温かいまなざしを向けてほしい。	いただいたご意見は今後の施策の推進にあたり参考とさせていただきます。 なお、条例の制定後、大人・こども双方に対して「こどもの権利」について周知・啓発していくことが大切であるため、様々な工夫をしながら、こどもも大人もこどもの権利について学び、また理解を深めてもらえるような取組をしていきたいと考えております。

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
80	その他	周知・啓発	市の「こどもの権利条例」制定はとてもいいことだと思う。 コスタリカでは人権教育が盛んにおこなわれており、自分が大切な存在であることや他者も同じように大切であること、具体的にどんなことが必要かについて、ゲームなどを取り入れながら幼稚園児から学んでいる。 春日井市でも学校教育の中で、「こどもの権利」について先生が教えるのではなく、子どもたちがゲーム感覚で取り組めるような方法(例えば、「こどもの権利すごろく」という教材がある。)がいいと思う。	条例の制定後、大人・子ども双方に対して「こどもの権利」について周知・啓発していくことが大切です。 様々な工夫をしながら、子どもも大人もこどもの権利について学び、また理解を深められるような取組をしていきたいと考えております。
81	その他	その他	春日井の子ども達にのびのびと主体的に生きて欲しいと願います。 その為に、大人達も手を取り合って、ストレスを溜め過ぎずに、子ども達と触れ合い、語らい、子ども達の為にやる気を出して頑張れる地域社会を作って行きたいなと思います。	子どもたちがのびのびと主体的に生きるためにも、子どもも大人も「こどもの権利」について理解し、相互に尊重しあうことが大切です。 「こどもの権利」について、より一層理解を深めることができるよう、周知に努めてまいります。
82	その他	周知・啓発	日本人は昔から自分たちがされてきた教育が正しいと思い込み、こどもの人権を侵害していることにすら気づいてない人が多いので、知ることから初めることが大切だと思う。 子どもに向けて、「子どもの権利条約」について知る機会をもっとしっかり作ってあげてほしい。 そして、子どもと関わる大人たちこそ、「子どもの権利条約」についてもっと知る機会が増えるようにしてほしい。	子どもの権利条約の理念や4つの原則は、本案の「こどもの権利」を支える重要なものであるため、より深く「こどもの権利」について理解を深めることができるよう、条例内容の説明資料等において、その概要を紹介するなどして周知することを検討してまいります。
83	その他	その他	子どもが大切にされるためには、子どもに関わる親を含む大人たちの権利が守られ、大切にされることが必要である。 特に直接に関わる保護者や先生が大切にされなければ、子どもにあたたかい関わりを持つことが難しく、特に虐待や体罰などに繋がることもあるかもしれない。	本案は「こどもの権利」を明らかにすることを目的とするものですが、その趣旨は、大人・子どもの別なく、誰もが生まれながらに有する権利として、相互に尊重しあう社会を目指すことにあります。
84	その他	その他	子どもと直接かかわる大人が追いつめられた状況だと子どもの権利を守ることが難しくなるため、保護者や教育現場の大人たちも守られてほしい。	相互尊重の考えのもと、子どもに関わるそれぞれの主体がその役割を果たすことができるよう、市として必要な支援に努めてまいります。

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
85	その他	こども用の資料	【こども用の資料について】 言葉は大切に考えてほしい。例えば「ルール」という言葉は窮屈ではないか。守れなかったら罰があるような、従わなければならないようなイメージが湧いてしまいそうである。 こどもに分かりやすくするだけでなく、こどもの力が湧くような、大人たちに認められ、守ってもらえることが実感でき、応援してもらっているような気持ちになるものにしてほしい。	「こども用」中間案は、大人を対象に作成した中間案の内容をもとに、可能な限りその内容を損ねず、かつ、少しでも若年のこどもにも伝わる可能性が高い言葉を用いることを心掛けて作成しました。 条例制定後の普及啓発にあたり資料等を作成する際には、いただいたご意見を参考に、使用する言葉に注意を払ってまいります。
86	その他	条例制定の過程	今回の意見公募は、こどもの権利について考えるよい機会となり、大人もこども自身もいろいろな気づきがあったと思うが、まだ十分にこどもの意見は聞けていないと思う。 こどもが見て、おもしろいと思えるような公募や表示をして、ふだんの会話の中で大人が耳を傾け、応え、こどもなりの意見や表現が形になるのを待つ過程は、「こどもの権利」について考える機会となるため、もう少し時間をかけてほしい。 こどもと、こどもに関わる大人たちが市とのやり取りを重ね、こどもと一緒に夢をもって楽しくつくりあげてほしい。	こどもが安心して思いを述べ、その声がきちんと受け止められる環境づくりは、条例の理念にとって不可欠なものであり、このことは、制定過程においても、制定後においても変わるものではありません。 制定後においても、「こどもの権利」や必要な施策について、こどもと一緒に考える機会を大切にまいります。
87	その他	その他	条文の中に「必要な支援」という言葉がたくさん出てくるが、具体的にどんな支援なのか知りたい。	こどもにとって「必要な支援」は、こどもの年齢や発達の状況、取り巻く環境等に応じ一人ひとり異なるものであることから、柔軟に対応できるよう、抽象的な表現としております。 条例内容の説明資料等において、より具体的な支援内容にも触れながら周知に努めてまいります。
88	その他	大人のこどもへの関わり方	こどもに関わる大人には上からではなく、こどもの目線で関わってほしいと思う。 こどもの話をゆっくり聞く、話す事ができる関係が築けるような大人の方が増えるといいと思う。 こどもはをひとりひとり違う価値観をもっている。 こどもを評価、判断、比較をすることなく、その子その子を受け入れる関わりがしたいと思う。	自分の考えや思いを言葉にすることは簡単なことではありません。特に、こどもの場合は、年齢や発達の状況によっては、より多くの困難を伴うことがあります。 言葉を受け止める側には、話し手にとって言葉にすることが難しい考えや思いがありうることに思いをはせながら受け止める姿勢が大切だと考えます。 こどもが安心して思いを述べ、その声がきちんと受け止められる環境づくりにつながるよう、前文に記載した「大人がこどもの権利について理不尽な否定をすることなく、常にこどもに寄り添いながら、対話に努める必要性」について、周知に努めてまいります。

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
89	その他	その他	アダルトイズム、パターナリズムを感じる表現がある。 大人主導の「こどもはこうすれば幸せだろう」「こどもは不十分な指導すべき存在だから教えてあげなくてはならない」という意識が見える部分が施策の進め方、言葉の選び方に感じられる部分がある。 たとえば、ワークショップの「誰がどうすれば権利が守られるか」「権利が守られるために自分たちができることは何か」という問いは、こどもが、確かに自分には権利がある、声を聴かれ守られて育っている、という実感を持ってから聞くべきだ。こどもの権利とはなにか、という本質から話し合っていくべきではなかっただろうか。大人でも難しいことを、こどもに強いる姿勢とを感じる。	権利の概念は大人にとっても理解が難しいものです。そこで、本案の作成過程において実施したワークショップでは、まず初めに、「自分や周囲で守られていないと思うこどもの権利」について考える機会を持ったうえで、こうした権利を守るために、「自分にできること」と「周囲の助けが必要なこと」の視点から考えを深めよう取り組みました。 いただいたご意見の考え方も参考に、条例内容の説明や施策の推進に際しては、発達途上にあるこども1人1人の最善の利益の実現に資するよう注意を払いながら取り組んでまいります。
90	その他	その他	条例を常に見直し、付けだしや削除など条文の規定内容を変えられる機関「こどもの権利検討委員会」を設けたらどうか。	条例の改正は、市議会においてのみ行うことができることとされていることから、本条例の改正権限を有する新たな機関を設置することは困難です。 なお、こどもや子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進に必要な事項等の調査審議機関として、「春日井市子ども・子育て支援対策協議会」を設置しており、条例改正案提出の必要性や改正内容の調査審議は当機関において行うことを考えております。
91	その他	周知・啓発	こどもの権利条例の普及に関して、分かりやすいパンフレットや動画などを作成したり、学校や地域に丸投げするのではなく、普及説明のできる人材養成講座などを開いて、その人材を地域や学校に派遣などしてはどうか。	こどもの権利や条例の理念について、こどもたちにも、また大人たちにも理解を深めてもらう必要があります。いただいたご意見を参考に、効果的な普及啓発の方法を検討しながら、条例内容の周知に努めてまいります。

大人から提出された意見及びこれに対する市の考え方

連番	カテゴリ	項目	意見の要旨	市の考え方
92	その他	その他	こども用の意見募集について こども対象によく考えて作成されていると感じた。 これを、夏休み前に小中学校児童生徒全員（不登校の児童生徒にも）に渡したことは、良かったと思う。 こどもにとってアンケートに答えることは、「権利」という言葉への予備知識がないと難しいかと思うが、親と一緒に取り組んでくれる数に期待したい。	少しでもこどもたちが自らの思いや考えを提案しやすいあり方を検討し、「こども用」の中間案を作成して意見公募を行いました。 条例制定後においても、こどもたちが「権利」についての理解を深めることができるよう、周知に努めてまいります。
93	その他	その他	こどもの最善の利益をこども家庭庁がわかりやすい言葉として「こどもまんなか」と表現したのはいいが、それをもとの意味に近づけるのにはかなりの配慮が必要であると思う。これを皆が理解できるように市は責任がある。	こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会の実現に向け、市が中心となって条例内容を普及啓発するとともに、施策を推進してまいります。